

年後には後継者のいない地域が出てくると思っています。

現在、私の地域でも12戸あり、そのうち6戸が営農しています。そのうちの5戸については69歳から76歳と高齢であるため、5年後には農家が1戸になる恐れがあります。

当然、農家1戸で私の地域の農地を経営することは家族労働では無理です。

また、農協では農業実習の問い合わせを受けて実習先を斡旋してもその農家に泊まり込みで実習するのは難しく、宿泊施設があれば受け入れが可能になると聞いています。

そうしたことから、新規の支援策を考え全国にアピールし、当町の農地を確保する必要があります。があると考えますが、再度町長の考えをお伺いします。

継続事業も大事

再答弁 町長

今後も農家戸数は減少すると予想されますが、そのすべてを新規の担い手でカバーす

ることはできないと考えていますので、新規就農者の誘致は一つの方法として捉えて頂きたい。

また、年々組合員は減少していますが、生産額は横ばいで推移しており、組合員の努力はもちろんですが、町の施策の役割も果たされていると思っておりますので、継続事業も大事であると認識していただきます。

夕張メロンや知内のニラ等を例にすると、それぞれ農家



産業担い手育成奨励金交付式の様子

自身が厳しい規律を自ら課して産地を形成しており、他の追随を許さないという状況もあることから、国や町は当然ですが、農業者あるいは地域の方々が努力して頂き、それぞれが責任を果たしながら今後も進めていかなければならないと考えています。

住宅リフォーム助成制度は

質問

毎年公共事業が減り、11年度の国の予算で97年のピーク時からすると半分となりまして。

公共事業が大幅に減る中で、地方では中小零細業者の倒産が相次いでいます。

せたな町では、新築住宅には50万円の補助制度がありますが、零細業者にはなかなか仕事が行っていません。

全国的に競争入札資格の無い業者に、自治体が小規模な工事・修繕などを発注する小規模工事登録制度が広まっています。

また、住宅の増改築や、リフォーム経費の一部を補助する住宅リフォーム制度も広まっており、中小零細業者に喜ばれています。

内需拡大のためにも、当町でも住宅リフォーム制度の創設が必要と考えますが、町長の考えをお伺いします。

町内業者に仕事は回っている

答弁 町長

住宅の新築あるいはリフォームは、それに携わる業者などのすそ野の広い分野であり、内需拡大という観点からすると理解できます。

町内建設工事等については、平成20年度からの国の地域活性化・生活対策事業、21年度の生活活性化・経済危機対策事業等、22年度の地域活性化・きめ細かな交付金事業及び住民生活に光をそそぐ交付金事業など、22年度を含めて全体事業費約14億円のうち9億8000万円以上に上る工事の発注に加え、一般予算の

工事発注と合わせ、多くの額を発注してきたところです。

また、22年度に着工した新築住宅は町内で22件、本年度から実施している持家建設促進奨励事業に8件の申請がありました。

さらに、人にやさしい家づくり事業、バリアフリーの助成では39件の申請があり、このことから町内業者には仕事が行っているかと認識していただきます。

工事に伴う資材については、町内からの購入状況を調査したところ、木造の新築住宅の場合では約80%が町内調達という結果を得ています。

以上のことから、住宅をリフォームする場合は助成制度については、今後公共事業等の推移を見ながら検討していきます。

再質問

平成20年度からの交付金事業が今後続いていくのか見通しが暗い中で、公共事業が増える状況にならないことから、地域で仕事を発注しない

限り零細業者を守っていくことはできません。

今年度から国も新規事業としていろいろな住宅政策を打ち出していることから、当町としても国の政策と絡めながら早急にリフォーム等を含めた対策を実施するよう要望します。

なお、町が発注する簡易修繕についても小規模工事登録制度を導入し、登録業者に公平に分配していくシステムを確立するよう検討していきたい。

推移を見ながら検討

再答弁 町長

23年度事業は22年度からの繰越事業も多くありますので、発注機会も多いものと考えています。

当町の指名競争入札参加資格の条件は、他町と比べて低く設定しており、ほとんどの零細業者につきましても、申請をすると資格が得られる状況にあります。

しかし、自らそれを望まな

い業者が多いと聞いています。町としては、発注の多い23年度の競争入札に参加し、受注をするようにしていたければ大変ありがたいと考えています。

また、今後このような状況

廃校校舎の管理及び有効活用は

内田 尊之 議員

が続くということにはなりませんので、町からの発注を増やせるように、国の制度等を活用して今後の公共事業の推移を見ながら検討したいと考えています。



質問

本年度3月で、128年の歴史を有した太櫓小学校が惜しまれながらも廃校となりました。同じく休校となっていた左股小学校、二俣小学校も廃校となりました。

深刻な少子化が進む中で、新入生がいらない現状では廃校の決断は仕方がないとしても、この3校は、比較的新しい建築物であります。

教育長の教育行政執行方針の中で、町立学校適正配置検討委員会の答申を本年12月までに出すと言っていました。これからも使用目的を失った施設が出てくると思います。私はこの様な財産を決して負の財産としてはならないと考えています。

スポーツと文化の振興を唱えているせきたな町として、振興に結びつく有効利用を考えているのか教育長にお伺いします。

また、普通財産に移行した後の管理体制及び活用に対して町長は思案を持っているのかお伺いします。



十分協議して検討したい

答弁 教育長

今回廃校する3つの小学校は、いずれも平成元年から平成6年までに建設されており、比較的新しい学校なので、有効活用を考えています。

平成20年、補助金適正化法の改正により、建設後10年以上経過している建物は、国庫金返還なしで民間業者に貸与や譲渡することも可能になり、せきたな町も長年スポーツ合宿の受け入れも行っていますが、

答弁 町長

スポーツに限らず、芸術・文化の合宿施設等にも適している。町側と十分協議をしていきたい。

廃校の有効活用としては、他の公共施設への転用も多くありますので、町にとつて有意義な活用を考えていかなければならないと思っています。廃校後の管理は、教育財産から普通財産に移管しますが、地域の避難場所ともなっていることから、これまで同様町で行っていくこととしています。

廃校となった太櫓小・左股小・三俣小